

平成 2 1 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成 22 年 3 月

北本市

## 平成 21 年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例（平成 18 年 7 月 1 日施行）に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第 1 部・第 2 部構成からなる報告書です。

第 1 部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第 2 部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、平成 20 年度における第三次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

# 目 次

## 第1部 北本市の男女共同参画推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の推移	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の比率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等感	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 男女が家事・育児・介護を担うために必要なこと	8

## 第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第三次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	10
2 男女共同参画への配慮	12
(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック	12
3 第三次北本市男女行動計画の事業の推進状況	12
(1) 評価	12
(2) 事業実施状況	15
1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	
2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり	
3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	
4 基本的人権を尊重する体制づくり	
5 計画の推進	

資 料	29
-----	----

## 第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

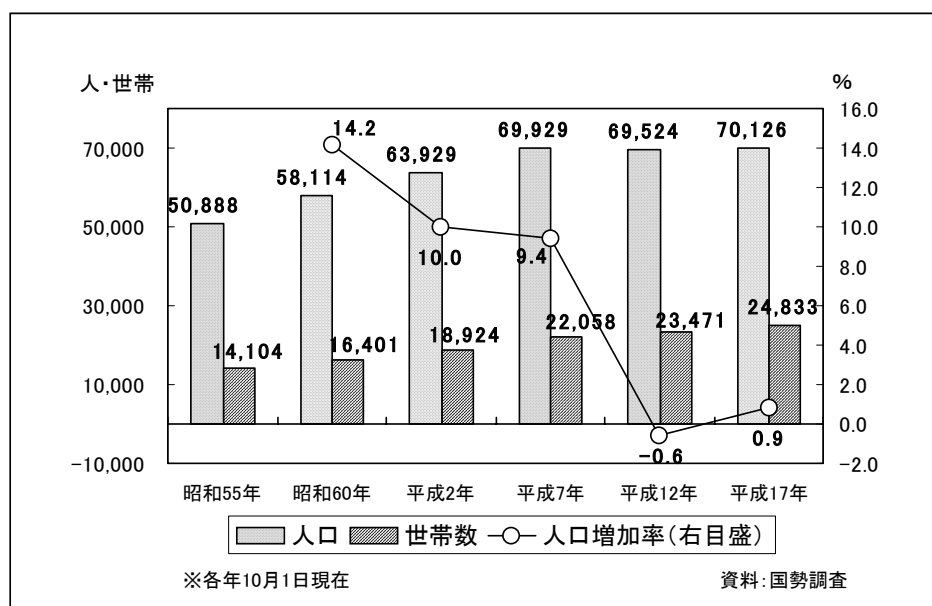
# 1 社会環境の状況

## (1) 人口の推移

国勢調査によると、平成17年10月1日現在の北本市の人口は70,126人、世帯数は24,833世帯で、一世帯あたりの人員は2.8人となっています。

昭和60年以降、人口の増加率は徐々に鈍化し、平成12年には、平成7年と比較して0.6%の減少となりました。平成17年には人口がやや増加し、7万人を超えています。

本市の人口・世帯数の推移

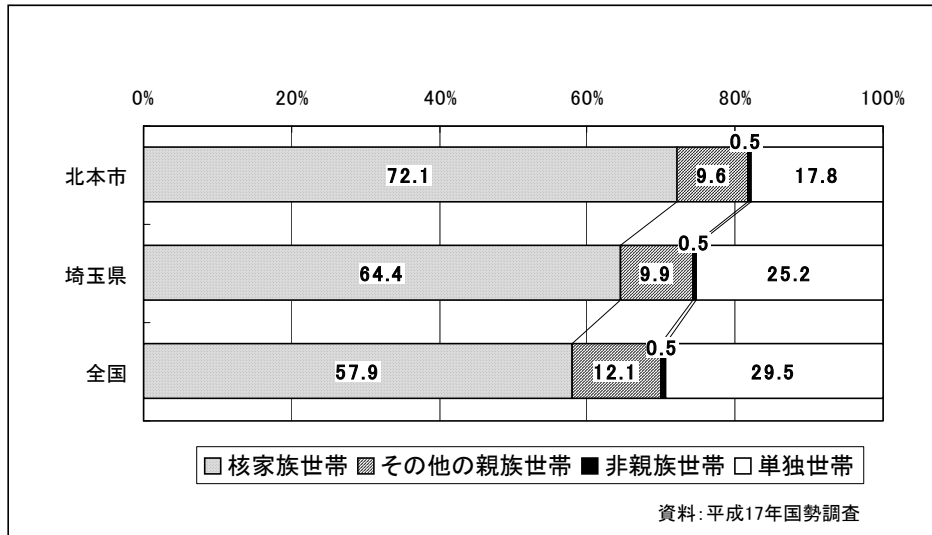


## (2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が72.1%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は17.8%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（平成17年）



本市における一般世帯数の推移をみると、徐々にではありますが、「核家族世帯」及び「その他の親族世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、「母子世帯」の比率は徐々に上昇している状況です。

本市の一般世帯数の推移

		核家族世帯	その他の親族世帯	*非親族世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
平成17年	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389	58	24,819
	構成比 (%)	72.1	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0
平成12年	総人口	17,161	2,458	79	3,756	259	53	23,454
	構成比 (%)	73.2	10.5	0.3	16.0	1.1	0.2	100.0
平成7年	総人口	16,455	2,569	45	2,974	207	49	22,043
	構成比 (%)	74.6	11.7	0.2	13.5	0.9	0.2	100.0

(資料：国勢調査)

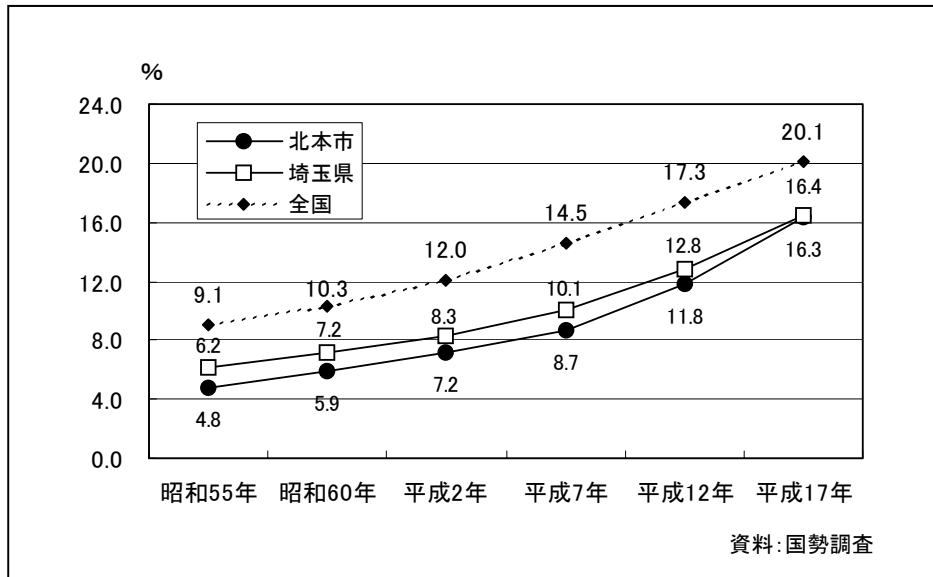
\* 一般世帯数…世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

\* 非親族世帯…2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

### (3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は年々上昇し続けています。

高齢化率の推移

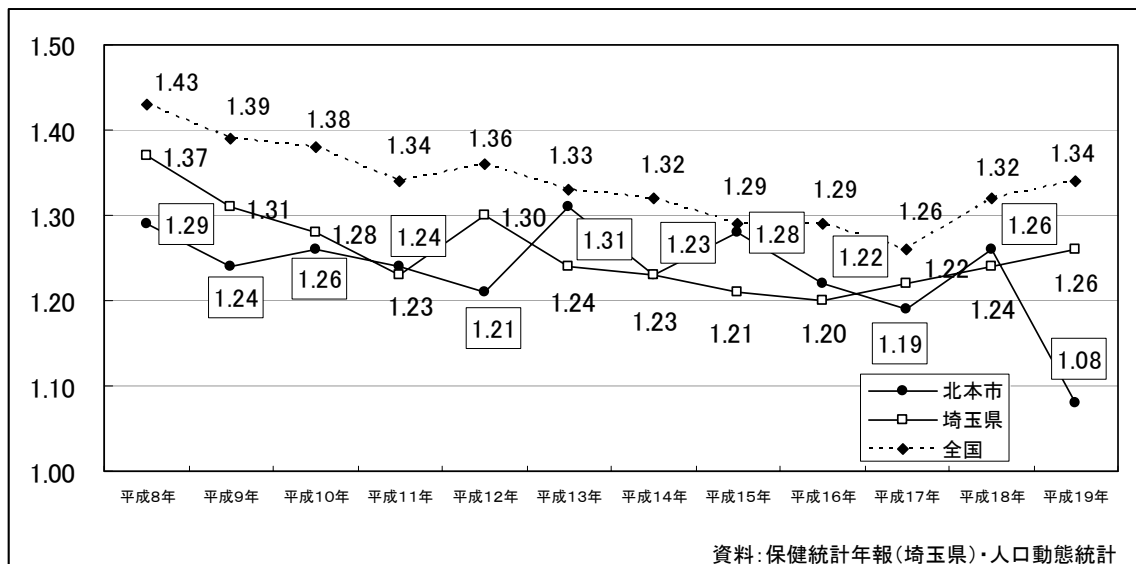


### (4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

全国的に年々その数が減少しており、少子化が確実に進んでいることを示しています。本市の状況を見ますと、年ごとに増加と減少を繰り返していますが、全国の出生率よりも低くなっています。

合計特殊出生率の推移

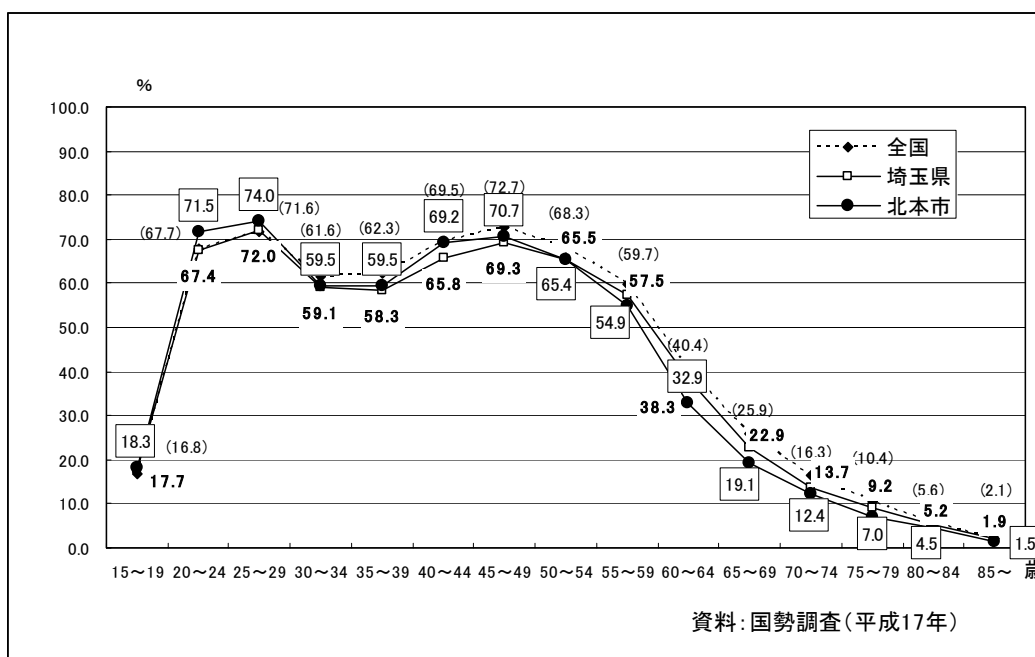


### (5) 女性の年齢別労働力率

一般的に、わが国の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる30歳代の年代で最も落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の場合をみると、平成17年の30～34歳の女性の労働力率は59.5%、35～39歳の労働力率は59.5%となっており、埼玉県よりもやや高くなっていますが、全国と比較すると低い傾向があらわれています。

女性の年齢別労働力率





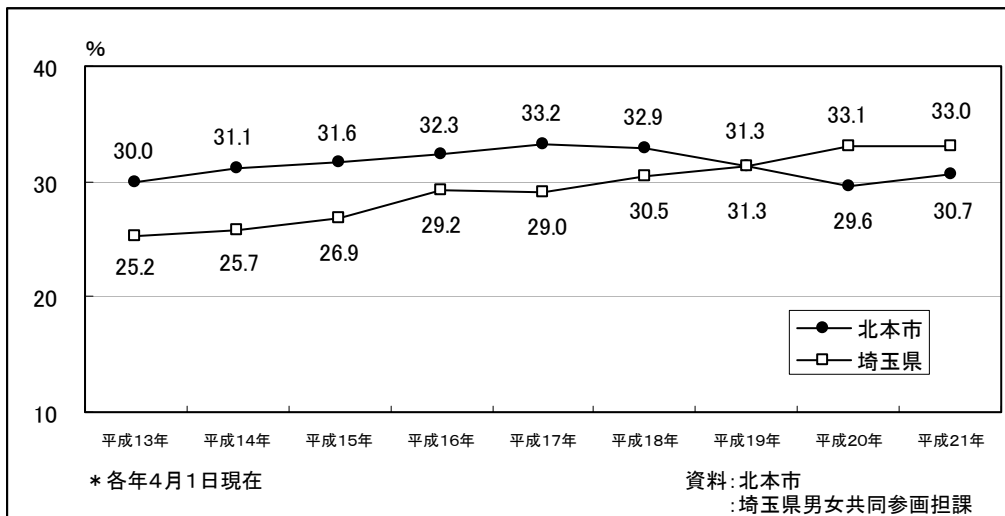
## (6) 審議会等の委員における女性の比率

政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成13年以降は30%以上となっており、埼玉県と比較しても、本市は高い比率で推移していましたが、平成18年以降女性の割合が下がっており、平成20年には30%を下回りました。

審議会等の委員における女性比率推移



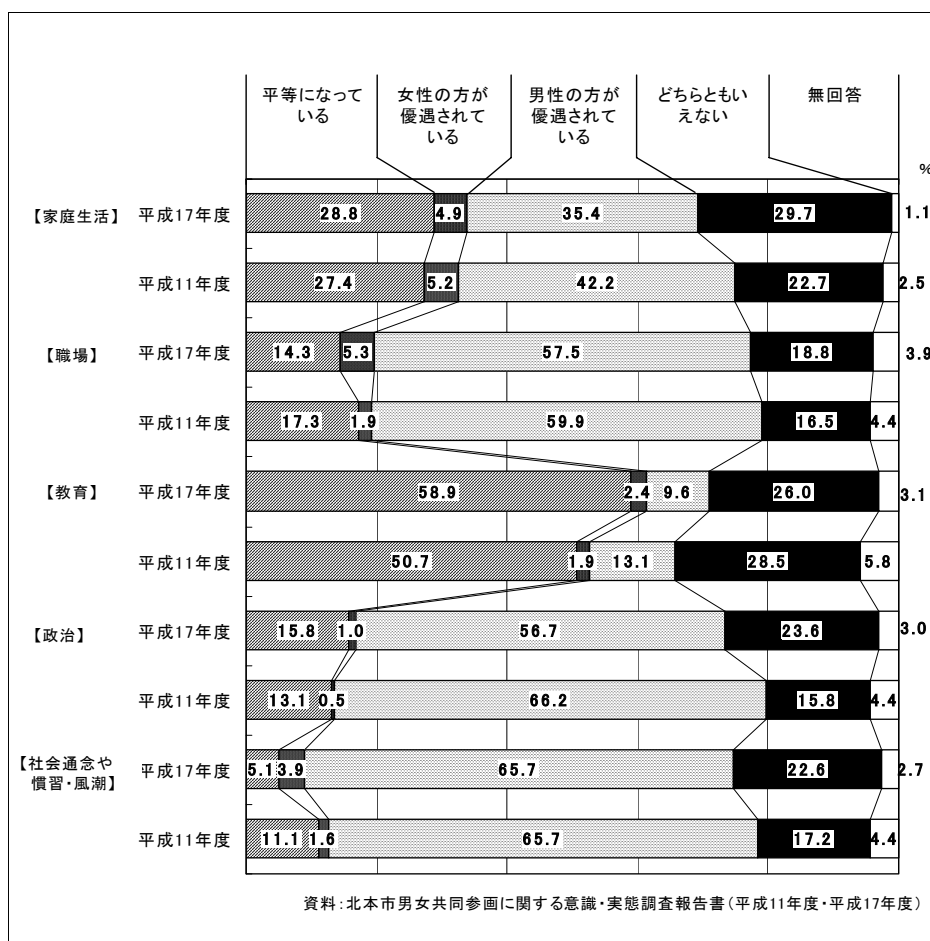
## 2 男女共同参画に関する意識

### (1) 男女平等感

様々な分野における男女平等感については、概ね平成11年度よりも平成17年度では「平等になっている」という回答比率が上昇しています。特に、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が平成11年度の50.7%から8.2ポイント上昇し、過半数に達しています。【家庭生活】については、「平等になっている」という回答が増え、「男性の方が優遇されている」という回答が減少しています。

しかしながら、【職場】や【政治】、【社会通念や慣習】では「女性の方が優遇されている」の比率は上昇していますが、依然として「男性の方が優遇されている」が過半数を占めています。

### 男女平等感

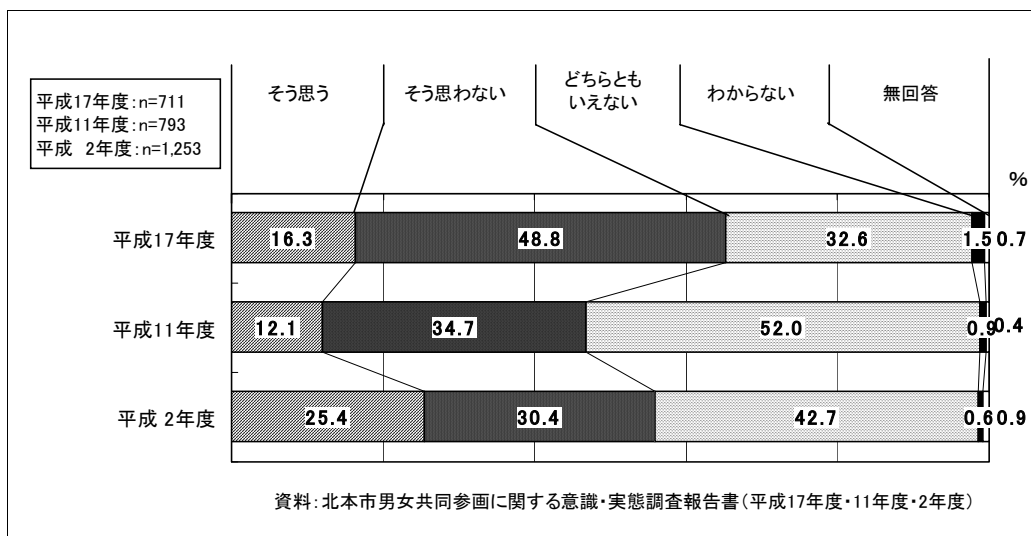


## (2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、時系列でみると、平成2年度と平成11年度を比較して「そう思う」が減少し、「そう思わない」が増加しており、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向がうかがえます。しかし、「どちらともいえない」もほぼ半数を占めています。

平成17年度の調査では、平成11年度と比較して、「そう思う」、「そう思わない」とも増加しており、「どちらともいえない」が減少しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

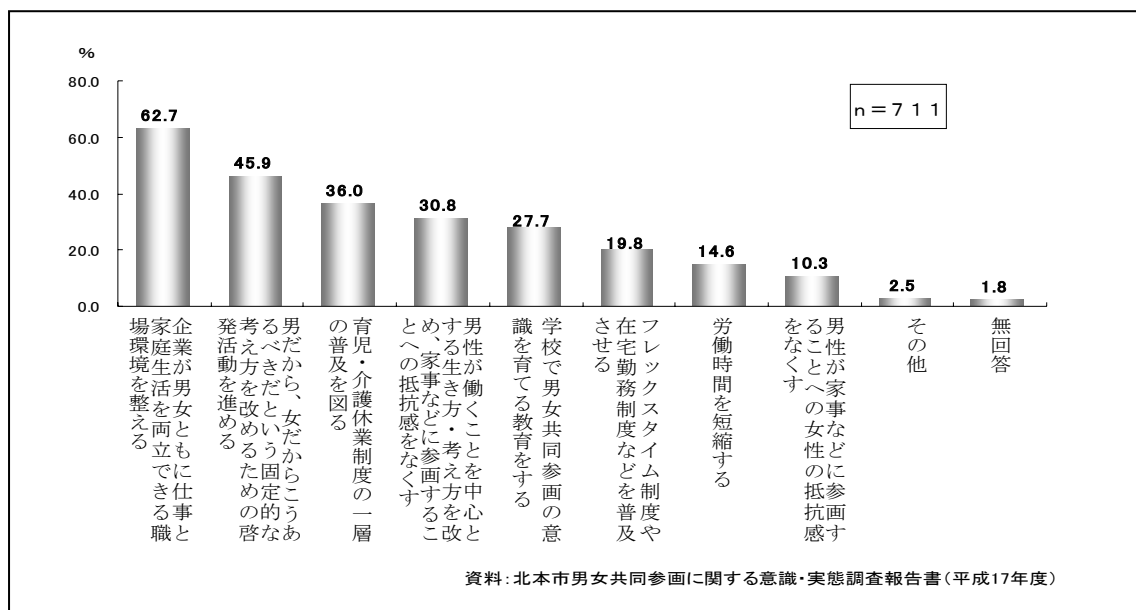


### (3) 男女が家事・育児・介護を担うために必要なこと

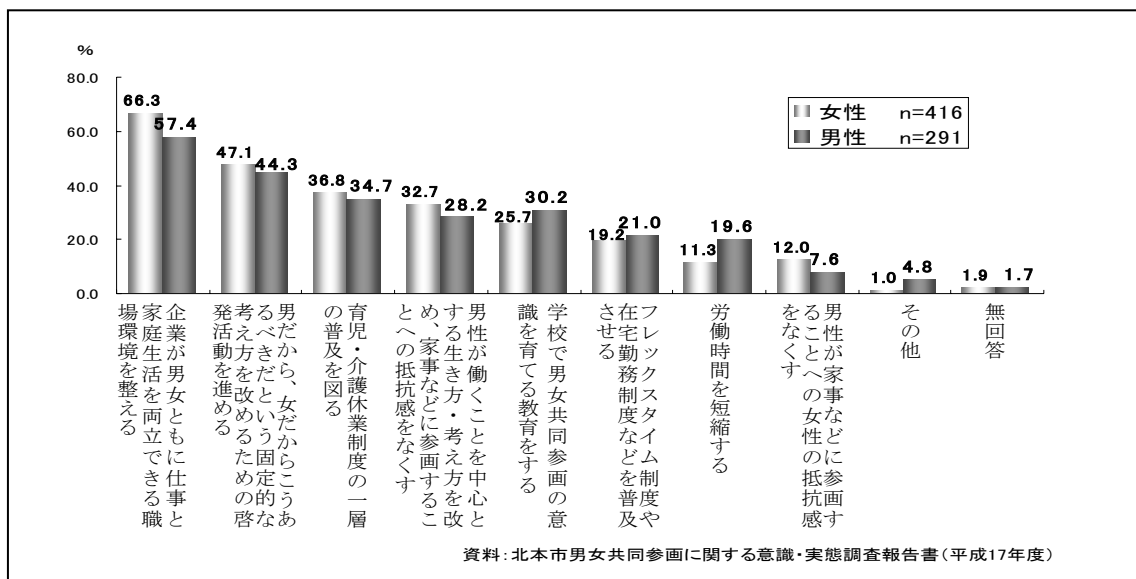
男女が家事・育児・介護を担うために必要な取り組みは、「企業が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が62.7%で最も高く、次に「男だから、女だからこうあるべきだという固定的な考え方を改めるための啓発活動を進める」(45.9%)、「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」(36.0%)と続いています。

性別でみると、「企業が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」や「男だから、女だからこうあるべきだという固定的な考え方を改めるための啓発活動を進める」は女性の方が高く、「学校で男女共同参画の意識を育てる教育をする」や「労働時間を短縮する」は男性の方が高くなっています。

男女が家事・育児・介護を担うために必要なこと



男女が家事・育児・介護を担うために必要なこと(性別)



## 第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

## 1 第三次北本市男女行動計画の推進

### (1) 計画の期間

この計画の期間は、平成19年から平成24年までの6年間とします。

### (2) 計画の概要

#### 基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 基本目標

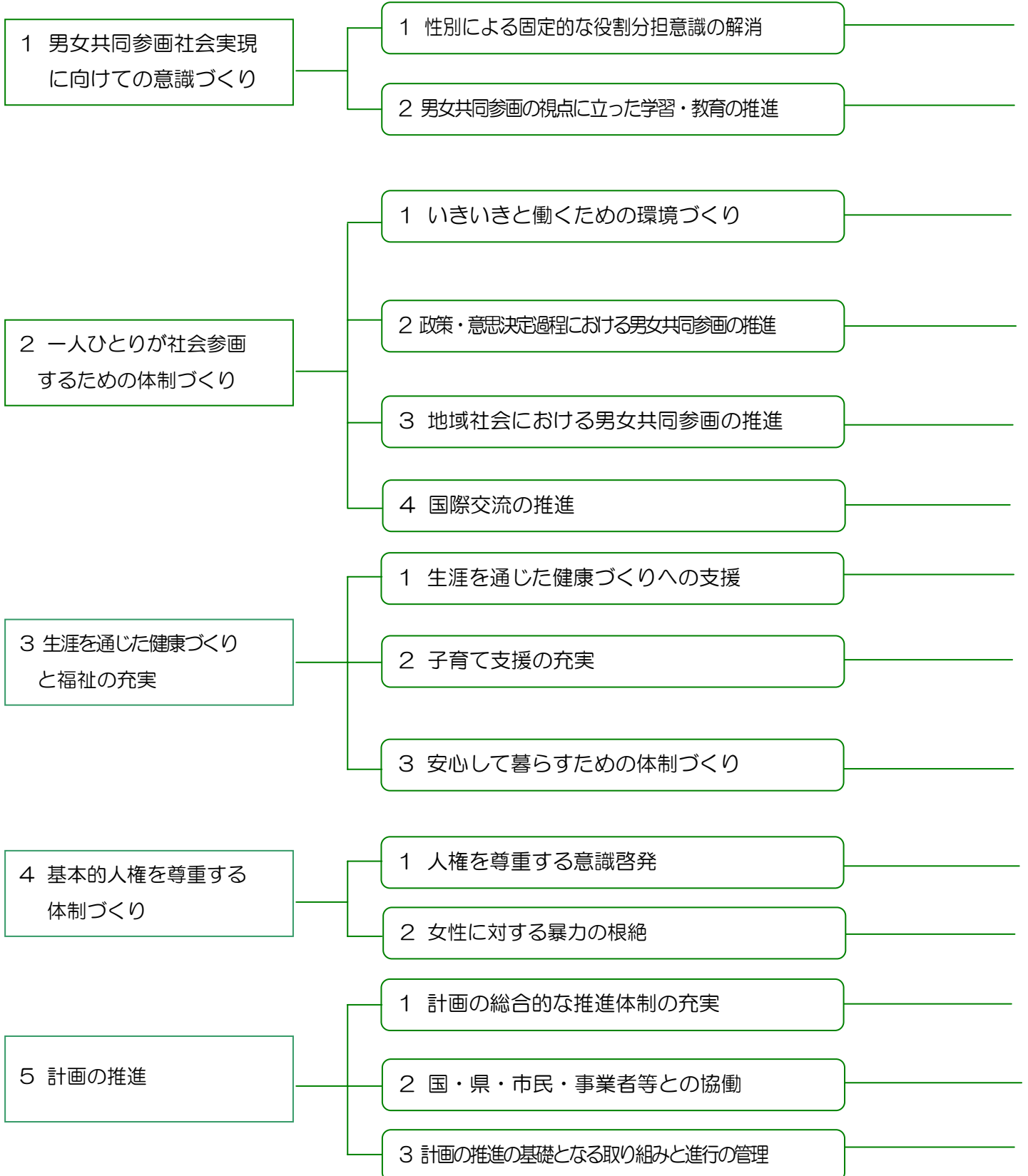
この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

- 1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり  
あらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、さらなる男女共同参画社会実現に向けての取り組みを推進します。
- 2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり  
社会のあらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を発揮し、積極的に社会参画を進められるような体制づくりを推進します。
- 3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実  
市民が住み慣れた地域で安心して生涯を送れるような体制づくりを推進します。
- 4 基本的人権を尊重する体制づくり  
男女共同参画社会実現のためには、社会全体でお互いの人権や生命を尊重する意識が定着させ、暴力の根絶に向けての社会的認識を広げるとともに、暴力の被害者に対する支援体制の整備を推進します。
- 5 計画の推進  
国、県、市、市民、事業者及び民間団体等が、それぞれの立場から主体的に取り組みとともに、互いに連携、協働しながら施策を展開していきます。

### (3) 施策体系

#### 基本目標

#### 基本的な課題



## 施策の方向性

- ①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ②男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の整備

- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- ②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

- ①職場における男女共同参画の推進
- ②多様な働き方のための環境整備
- ③農業・商工業に従事する女性への支援
- ④子育てと仕事の両立支援

- ①審議会・委員会等への女性の参画促進
- ②庁内における男女共同参画の推進
- ③市内の人材発掘の推進

- ①地域社会における男女共同参画の推進
- ②市民・事業者・各種団体との協働の推進
- ③市民公益活動団体への支援

- ①国際交流の促進
- ②市内在住の外国人への支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
- ②ライフステージにあわせた健康づくり支援

- ①男女がともに取り組む子育ての促進
- ②地域で支える子育て環境の充実
- ③相談機能の充実

- ①高齢者・障害者が地域で暮らすための支援
- ②高齢者の生きがいづくりへの支援
- ③障害者への支援
- ④男女がともに支える介護への支援

- ①人権尊重意識の高揚
- ②生命と性の尊重の意識づくり

- ①女性に対する暴力の根絶のための意識啓発
- ②暴力被害者の保護・支援・相談体制の充実

- ①庁内推進体制の充実
- ②男女共同参画審議会意見の施策への反映

- ①国・県・市民・事業者等との協働

- ①調査研究・情報の収集と提供
- ②計画の進行管理



## 2 男女共同参画への配慮

### (1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック

第三次北本市男女行動計画の施策体系に沿って、平成20年度に実施した144事業について、男女共同参画の視点からの配慮を行ったか以下のポイントで各課がチェックしました。

男女共同参画配慮度チェックポイント	事業数
①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。	72
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。	41
③男女それぞれに事業の効果があつた。	73

## 3 第三次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第三次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の、平成20年度の実施状況は以下のとおりです。

### (1) 評価

第三次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき事業の進捗状況を評価しています。

評価基準

- A…目的を概ね達成している
- B…目標に向けて成果をあげている
- C…施策・事業が動き始めている
- D…未実施
- E…終了

### 基本目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	12	13	0	4	0

主な事業として啓発紙の発行や講座の開催、生涯学習の推進、学校での男女平等教育などを実施しています。

シンフォニーの発行やフォーラムの開催による広く一般への啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発、高齢者講座等での生涯にわたる啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

しかし、意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

## 基本目標2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	15	25	5	4	0

主な事業として女性の就労継続を支援するため子育て支援や政策・意思決定過程への参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止する啓発を行い、女性の労働環境の向上に努めました。

子育てと仕事の両立支援としては、ステーション保育やファミリーサポートセンター事業を行い、働く女性を支援しています。

また、審議会・委員会等の委員の登用状況を把握し、適時、選任基準の見直しを行い、政策・意思決定過程への女性の参画を進めています。

地域社会においては、イベントや活動に女性が積極的に参加し、活躍する場面が多くなっています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、子育て支援や労働環境整備のための支援等を継続して行うとともに、政策・意思決定過程への女性の参画を更に進めていく必要があります。

## 基本目標3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

評価	A	B	C	D	E
事業数	28	14	2	0	0

主な事業として、生涯を通じた健康づくりのための事業、子育て支援、高齢者・障害者が地域で暮らすための支援等を実施しています。

各種健康診査や運動教室を開催し、ライフステージに合わせた女性の健康づくりを支援しています。

子育て支援では、子育てへの男性の積極的な参加を促すとともに、地域で子育てを支えていくための事業や育児相談・教育相談等の支援事業に取り組みました。

また、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすための権利擁護の支援や相談事業等を実施しています。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続ききめ細かな取り組みが必要です。

#### 基本目標4 基本的人権を尊重する体制づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	6	4	3	1	0

主な事業として、人権意識の高揚のための事業の開催、学校での人権教育、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、意識の高揚を図っています。

また、ドメスティック・バイオレンスを防止するための啓発を行うとともに、被害者の保護では、庁内各課が連携して当たり、あわせて女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談事業を始めるなど、相談体制の充実を図りました。

DV被害者の相談件数は増加しており、相談体制の整備と被害者支援のネットワークが必要とされています。また、女性に対する暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、人権尊重の意識を浸透させ、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするための意識啓発も必要です。

#### 基本目標5 計画の推進

評価	A	B	C	D	E
事業数	2	3	1	2	0

主な事業として、男女共同参画審議会の運営、男女共同参画に関する情報収集と提供などを実施しています。

計画の進捗状況について、報告書を取りまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。また、男女共同参画に関する情報収集を行い、広報紙や情報コーナー等を通じて、市民に提供しています。

今後は、庁内の推進体制や男女共同参画推進拠点施設の整備を検討するなど、より一層の推進体制の充実を図る必要があります。



(2)事業実施状況

1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

1-1 性別による固定的な役割分担意識の解消

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進	市の刊行物等で使用する言葉や表現に関するガイドラインの作成と表現の見直し	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、平成14年3月に作成した行政・刊行物等の表現の手引き「見直そう表現方法～ジェンダーフリーの視点から～」を見直す	未実施	D				協働推進課
	ホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	シンフォニー・男女共同参画の推進に関する年次報告書を掲載。また随時、男女共同参画に関する情報を掲載。	B	○	○		協働推進課
	男女共同参画推進フォーラムの開催	男女共同参画社会実現に向けて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るため開催。	テーマ「おやじの出番ですよ～おやじと子どもたち～パネルディスカッションや父と子の料理教室などを開催。実行委員10人、入場者109人	A	○	○		協働推進課
	啓発紙「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現に向けて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発紙を発行する。A4版8ページのを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	第15号を3月に発行。25,000部作成し、全戸配布した。編集委員5人。	A	○			協働推進課
	男女共生塾の開催	男女共同参画の推進や女性差別の問題についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を推進するためのリーダーの育成を図る。地域での男女共同参画推進するためのリーダーの育成をすることで、地域での男女共同参画を進める。女性差別や男女共同参画社会をテーマとしたセミナーを実施する。	「女性のためのこころとからだのフレッシュ講座」を開催。参加者24人	A	○			協働推進課
	表彰制度の整備	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等を表彰する制度の整備について検討する。	未実施	D				協働推進課
②男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の整備	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	フォーラムやセミナー、広報誌などを通じて、北本市男女共同参画推進条例の周知を図った。	B	○			協働推進課
	男女共同参画に関する相談体制の整備	男女共同参画に関する相談体制の整備について検討する。	未実施	D				協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

1-2 男女共同参画の視点に立った学習・教育の推進

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進	マタニティセミナー 父親教室	父親になるという意識を高め、役割を持って共に育児に取り組めるよう啓発し、父親の育児参加を進める。	・マタニティセミナー 年10回 実施 ・赤ちゃんのお風呂の入れ方講習会 年5回実施 経験者との情報交換や交流ができると有益である。	A	○	○	○	健康づくり課
	広報紙やホームページを通じての家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	国や県などより依頼事項があるとき、広報紙やホームページを通して情報の提供を行うが、平成20年度には実施していない。	D				生涯学習課
	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画絵を推進する。	市内の各小・中学校のPTAが自主的に家庭学級の企画から運営を行っている。教育の中で父親・母親との協力によって事業を進めている。男女共同についての研修会の実施はない。	B		○		生涯学習課
	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	父親や母親が協力して子育てをするために家庭教育学級を実施している。絵本の読み聞かせ方などについて学んだ。	B				生涯学習課
②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒に対して、男女平等の見地に立った正しい人権意識の啓発を、年間の指導計画に従って、社会科、道徳、特別活動等の授業や学校行事等を通して実施した。その結果として、児童生徒の中に、男女平等の意識が高まり、学校生活の中にも行動として表れた。	B	○		○	学校教育課
	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基礎づくりを進める。	生き方指導としてのキャリア教育・進路指導を各学校における計画に従って着実に推進している。特に、中学校においては3日以上の職場体験事業を通して、働くことの意義を学びながら、男女がお互いを尊敬し助け合って構築していく社会を実際に肌で感じる事ができた。	A	○		○	学校教育課
	男女平等教育の視点を取り入れた学校の教育活動推進	学校教育の中で、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基礎づくりを進める。	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないこと、さらに指名時に男女隔てなく「さん」付けで呼ぶなどといった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育むことができた。	B	○	○	○	学校教育課
	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	定期的、臨時に行う教職員研修の中で、男女共同参画に関する内容を取り上げ、児童生徒を適切に指導する教職員自らが男女平等に関する感覚を身につけることができた。	A	○	○	○	学校教育課
	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	小・中学校での男女平等に関する取組を、学校だよりの紙面や学校行事等で保護者へ啓発する取組を行っている。	B	○			学校教育課
③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	大学公開講座の充実	市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	明治大学公開講座“ギリシア神話と芸術”及び上智大学公開講座“環境を守る経済の仕組み”、“ラテンアメリカ経済を学ぶ”などをテーマに多くの市民の参加を得て開講した。参加申込者 男性117人 女性50人	B		○	○	生涯学習課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	考人学級の充実	市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	人権について考える'において、女性の人権について学習した。	B	○	○	○	中央公民館
	けやき学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目標とし、生涯を通じた健康づくりと心の安定のため、様々な講座、趣味を通じた仲間づくりと生きがいづくりを促進する。	11日間、参加者60人(男16人、女47人)延べ466人参加、参加費700円(内保険代500円含む)	A	○	○	○	南部公民館
	東部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加者：男性4人 女性30人、文化・、教養、健康等広範にわたるカリキュラムを6回組み、173人の受講者があった。男女共同参画の視点に立った社会教育の推進を図った。	B	○	○	○	東部公民館
	東部女性学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、女性の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加者：女性31人、文化・、教養、健康等広範にわたるカリキュラムを7回組み、184人の受講者があった。男女共同参画の視点に立った社会教育の推進を図った。	B	○	○	○	東部公民館
	西部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等さまざまなテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	文化・スポーツ、教養、健康、防犯等広範囲にわたるカリキュラムを9回組み、参加者 男性54人 女性249人 計303人の受講者があった。男女共同参画の視点に立った社会教育の推進を図った。	A	○	○	○	西部公民館
	北部生涯学級の開催	高齢者に学習する機会を提供し、学びながら仲間づくりと知識の向上を図る。	60歳以上の方を対象に実施したところ、30名の応募があり、参加者から大変好評をいただいた。	A		○		北部公民館
	女性講座の開催	男女共同参画の推進、人権意識の高揚を図るための学習機会の提供を行う。	女性の趣味、教養、健康等に関する多様なジャンルの7事業を計画したところ、30名の参加があり、当初の目的が達成できた。参加者の反応も大変好評であった。	A	○			北部公民館
	はなみずき学級の開催	高齢化社会を迎え、健康・趣味・調理等の学習機会の場を提供し、生きがいや仲間づくりを図る。	60歳以上の高齢者を対象に開催しましたが40名の参加者があり、大変好評をいただいた。	B		○		中丸公民館
	みずの輪学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることをめざす。市民参加型の学級とし、協力しながら企画立案を進める。	参加申込者は、男性7人女性30人 平成20年7月から12月までの間で9回開催する。 参加人数は、延べ253人	A	○	○	○	学習センター
	えのき学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることをめざす。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加申込者は、男性11人女性29人 平成20年9月から12月までの間で9回開催する。 参加人数は、延べ301人	A	○	○	○	コミュニティセンター
生涯学習サークルガイドの発行	各種サークルの活動内容等を取りまとめたガイドを発行し、生涯学習に対するきっかけづくりや生きがいづくり等を目的に啓発活動を推進する。自らの意思で自分にあった学習機会を探すことにより、個人のニーズに応じた学びの場を提供するとともに、学習活動を通して、自らの能力開発や地域活動への支援等を進め、地域社会への女性の参画を促進する。	各公民館等で活動するサークルの協力をいただき発行した。冊子は各公民館窓口等で広く市民に配布し、生涯学習の啓発を図った。	B		○	○	生涯学習課	

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があった。

## 2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり

### 2-1 いきいきと働くための環境づくり

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①職場における男女共同参画の推進	パートタイム労働法の啓発	パート労働法を周知、啓発することでパート労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多いため、法の周知を図る。	産業振興課や商工会での啓発パンフレットの配布、ポスターの掲示を行った。また、市主催講座のテーマとして取り上げた結果、多数の参加があり、男女共同参画に対する意識の啓発ができた。	A	○	○	○	産業振興課
	北本地区埼玉県労働学院の充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	市主催講座のテーマとして取り上げた結果、多数の参加があり、男女共同参画に対する法や制度の周知と意識の啓発ができた。	A	○	○	○	産業振興課
	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	労働条件の改善に関連し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配布し周知及び啓発を行った。	B	○	○		産業振興課
②多様な働き方のための環境整備	内職相談の充実	内職に関する求人を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施。求人情報を提供する。	内職に関する求人情報の提供・相談を行い、家庭にいながらも社会に参加する女性への支援を行った。 (相談件数187件、求職者数67人、内職あっせん数 40件)	A	○	○	○	産業振興課
	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のために事業を実施し、女性の社会参加を支援することができた。 (求人情数245人、求職件数136人、就職件数5人)	A	○	○	○	産業振興課
③農業・商工業に従事する女性への支援	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	あだち野農業協同組合や北本市観光農業協議会を通じて、各種制度の周知や情報提供を行った。また、女性農業者のリーダーとして、地域農業の振興や農村の活性化に向けた活動が行われるよう、本市から「農業女性アドバイザー」を県に推薦し、知事から認定され、農業に従事する女性への支援を行った。	A	○		○	産業振興課
	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会における研修や、市主催の労働講座を共催することにより、商工業に携わる女性への支援を行った。	B	○	○		産業振興課
④子育てと仕事の両立支援	妊婦の健康管理	健やかな子を産み育てるために、就労妊婦の健康管理の必要性について、知識を普及する。	・妊娠中の定期的な一般健康診査、子宮頸がん検診、超音波検査、HIV検査、HBs抗原検査に対し公費負担実施 ・母子健康手帳交付時就業中の対象者にパンフレット配布 健診結果把握に対しての適切な時期の支援ができていない。	A	○		○	健康づくり課
	保育所の整備充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図ることにより、女性の社会参画を支援する。	公立保育所の建替えについて継続して検討	C	○			こども課

#### 【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

#### 【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があつた。



施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
④子育てと仕事の両立支援	延長保育、乳児保育、一時保育の充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図ることにより、女性の社会参画を支援する。	一時保育実施箇所が1ヶ所増加 無認可保育施設1ヶ所増加 公立保育所延長保育の実施準備	B	○			こども課
	病児、病後児保育の実施	病氣治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育の実施	実施委託医療機関の見出しが困難。	D				こども課
	休日保育の実施	休日に保育ができない保護者への保育サービスの提供	保育職員の確保と給食提供及び施設管理。	D				こども課
	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	深井保育所・高尾保育園の入所児童を対象にステーション保育を実施	A	○			こども課
	ファミリー・サポート・センターの充実	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	依頼会員209人 提供会員45人 両方会員30人 計284人	A	○			こども課
	学童保育の充実	小学校低学年児童のうち、保護者の就労等により常時保育に欠ける児童の健全な育成に資するため。	高学年までを対象に受け入れた。利用延べ人数5686人	A	○			こども課

## 2-2 政策・意思決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①審議会・委員会等への女性の参画促進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう務める。	登用状況調査を行ない、報告書を作成、各課へ配布。女性の割合を達成していない審議会等に女性の割合を高めるよう依頼。	B	○			協働推進課 関係各課
	審議会等委員の選任基準の見なおし	政策、方針決定過程に女性の登用を推進するため、審議会等委員の選任基準を見直し、男女の割合が偏らないようにする。	男女の登用状況を把握しながら、適時、選任基準の見直しを行っていく。	B	○			政策推進課 関係各課
	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を持って審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	男女の偏りをなくすため、女性の割合の目標値を各課に周知した。	B	○			協働推進課 関係各課
②庁内における男女共同参画の推進	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	管理職への登用については、性別に関わらず、在職年数などの昇格基準に基づいて行っている。また、昇任については、勤務成績に基づいて行っている。 平成21年4月昇格者(女性職員) ・主幹級 3名	B	○			総務課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることのできるよう研修を実施する。	管理職への女性の登用、女性職員のキャリアアップ等の観点から昨年からの特定の研修へ参加させている。(男女共同参画研修は協働推進課が担当)	B			○	総務課 協働推進課
	職域の拡大	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとらわれない職員採用を実現する。	・性別にとらわれない職員採用については保育士として初めて男性職員を正規職員として採用、また、任期付職員として任用し、配置した。 ・平成21年4月1日の採用者の一般事務職12名中6名女性職員を採用	A	○			総務課
	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとらわれない職員採用を実現する。	個人の能力・適性に応じた職員配置を行うよう努めている。	B	○			総務課 (関係各課)

### 【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

### 【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があった。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
②庁内における男女共同参画の推進	女性の研修機会の拡大	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	人材開発センター主催の研修(経営能力養成コース・マネジメントコース)への参加を全職員へ呼びかけている。	C		○		総務課 (関係各課)
	職員夏季期間における学校勤務市職員研修	目的:市職員として必要な基礎的知識の習得及び職員相互の交流を図ること 内容:講習会 ケガの手当て(消防本部職員) 教育総務課と調理員及び用務員の業務についての意見交換会	実施状況:毎年、夏季期間(8月)に学校勤務市職員(調理員、用務員)を対象に左記により実施 問題点:参加者の確保 学校では、夏季休業中であるので日程調整等が毎年課題となっている	B		○		教育総務課
	職員の能力開発の支援	これまでに男性に比べ研修機会の少なかった女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	派遣研修については、前年度末に参加したい研修の意向調査を行い、男女問わずに研修への参加の機会を設けている。 平成20年度研修実績 男性職員 68人 女性職員 55人	C		○		総務課 (関係各課)
③市内の人材発掘の推進	地域の人材の活用と育成	審議会・委員会や職場、地域などでの政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性の人材を発掘し、育成をする。	女性の人材発掘と各課へ情報提供。	C	○			協働推進課 関係各課

### 2-3 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①地域社会における男女共同参画の推進	自治会活動への女性参画の促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の下部組織においては、女性の活動が見られるものの、単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるよう環境づくりを進める。	今年度も、4地区で女性自治会長が、そして行事ごとにも女性たちの活躍が見られる。美化運動・夏祭り・コミュニティ体育祭・公民館(コミュニティ)まつり・地域の環境問題など細かな気配りの主役となっている。	B				くらし安全課
	地域コミュニティ祭りへの支援	地域が主体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの積極的な活動を支援する。	各圏域のコミュニティ祭りは、それぞれの特色を活かし運営からまつりを彩る作品まで、女性の方が活躍する場面が多く、出品作でも力作が揃い、数のうえでも圧倒している雰囲気がある。	A				くらし安全課
	地域コミュニティ体育祭の開催	スポーツを通じて、地域住民の親睦と健康・体力の増進を図る。体育祭を通して世代間の交流を図り、併せて家族が参加できるように地域に根ざした体育祭が実施できるようにする。	10月19日(日)、8圏域のコミュニティにおいて、市内小学校を会場に同日開催。1700名の参加があり、各地域で住民相互の親睦を図った。	B			○	体育課
	北本駅伝競走大会の開催	新たな交流の機会を提供し、活発な地域活動を促進する。参加部門にクラブ対抗の部を設置し、男女混成チームの参加を認める。	12月14日(日)、総合公園野球場を基点としたコースを設定し、開催した。小学生、中学生、一般、体育協会の4部門を設け、実施した。120チーム、600人の参加があった。	B			○	体育課
	感動桜国きたもとウォーク大会の開催	男女問わず子どもから高齢者まで、自らの健康体力づくりと世代間交流の促進を図る。生涯を通じた健康維持の支援をする。	平成21年4月4日(土)、晴天に恵まれ約600名が参加。3・9・12kmコースの中から、各自の体力に合わせて、ウォーキングを楽しんだ。	B			○	体育課
	軽スポーツ教室の開催	若い人から高齢者の人まで、体力に応じたプレイができ、生涯スポーツとして楽しみ、生涯を通じた健康維持の支援を行う。	未実施。	D				体育課
	ラジオ体操とウォーキングの開催	子どもから高齢者まで、自らの健康体力づくりと世代間交流を図る。生涯を通じた健康維持の支援をする。	7月26日、8月2日、9日、16日、23日、30日の6日間開催。毎回50名前後の参加者が、ラジオ体操とウォーキングを楽しんだ。	B			○	体育課

#### 【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

#### 【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があつた。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①地域社会における男女共同参画の推進	学校体育施設の開放	各地域の学校施設で、市民がスポーツに親しみ健康・体力づくりを図るとともに、学校体育施設の有効利用を促す。	年間を通して実施。市内の小中学校のグラウンド、体育館を登録団体へ開放する。平成20年度は、2,452件、58,255人の利用があった。夏休み期間中、石戸小学校のプールを4日間市民に開放している。平成20年度は7月26,27日、8月2,3日、827人の参加があった。	B			○	体育課
	環境美化運動の実施	北本市自治会連合会主催による市民参加の地区清掃活動を通じて環境美化意識の高揚を図り、住みよい生活環境をつくることを目的として実施する。開催地域活動やボランティア活動などの地域活動の場での男女共同参画を促進する。	快適な環境づくり 実施期間 平成20年5月11日～6月22日 実施地区 107地区 参加人数 14,112人 秋の環境美化運動 実施期間 平成20年9月7日～11月16日 実施地区 106地区 参加人数 14,118人	B			○	くらし安全課
	自主防災組織の育成	災害時、自分たちのまちは自分で守るという心構えが必要であり、二次災害の防止や軽減を図るため、地域住民による防災組織の結成と育成を図る。また、防災知識を習得・体得することで、災害時はもちろんのこと、地域住民皆が協力して防災活動を行う必要がある。	自主防災組織の活動の主となる構成メンバーは、各自治会の役員であり、自主防組織役員への参加に関して女性登用が配慮されているかという点とそうでもない。しかしながら活動に関しては、日中留守を守る女性の防災意識の高揚や被災者に対する配慮や気遣いなど女性にかかる役割は大きい。	C	○	○	○	くらし安全課
	消費生活セミナーの開催	セミナー等を通じて、消費生活に関する情報を提供することにより、賢い消費者を育成する。	平成20年度における消費生活セミナーは、県との共催によるセミナー3回、市主催のセミナー1回の計4回、104人参加。(男性34人、女性70人)	B			○	市民課
	消費生活相談の実施	巧妙化する悪徳商法、各種契約トラブルに対して、専門の相談員による相談窓口を開設し適正な対応をすることにより、消費者の安全・利益を確保する。	消費生活相談専門相談員による消費生活相談については、毎週木曜日及び毎月第3金曜日に開設し、市民の契約トラブルに対する助言、悪質商法による契約解除や斡旋交渉等の適切な相談を実施している。平成20年度は153件の相談に応じた。(男性61人、女性92人)	B			○	市民課
	消費生活情報の積極的な提供	消費者問題に関する各種情報を積極的に提供し、消費者問題の啓発に努める。	消費者契約や食品事故の未然防止を図るため、県消費生活支援センター及び国の食品衛生関連の情報に基づき「暮らしの110番」として、毎月広報「きたもと」に各種事例や注意を喚起する情報を提供している。	A			○	市民課
②市民・事業者・各種団体との協働の推進	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	フォーラムで登録団体の活動発表パネル展を行ない、団体の活動と制度の周知を行なった。	A	○			協働推進課
	研修等への講師の派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	公民館事業に男女共同参画の講師を派遣	A			○	協働推進課
	ごみ減量等推進市民会議の支援	地域住民が主体となったまちづくりを進めるため、積極的な市民活動を支援する。大きな社会問題となっているごみ問題に対し、自主的かつ積極的に活動している団体であり、活動を通じて得た知識、経験等により地域のリーダーとしての活躍が期待できる。	ごみ減量推進員会議 テーマ「組織と役割」 日時 平成20年6月28日(土)参加者 150名 ごみ減量市民大会 テーマ「マイバッグ運動の推進」 日時 平成20年10月5日(日)参加者 150名 ごみ減量研修会 講演「戸田市の環境クリーンな都市づくり」 機関紙(全戸配布) 「ザ・減量」年2回発行。「ごみ減量速報・瓦版」年2回発行 リサイクルフリーマーケット 春(4月)秋(10月)開催。	B			○	くらし安全課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があった。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
③市民公益活動団体への支援	市民公益活動団体への支援	市民との協働のまちづくりを進めるため、市民公益活動団体が活動しやすい環境整備に努める。	市内に主たる事業所を有するNPO法人の情報交換会を開催するとともに、NPO法人活動フェアを開催し、市民公益活動団体間の情報共有と市民への情報発信に努めた。また、新たに法人格を取得する団体を支援するための補助金制度を設けた。	A			○	協働推進課
	市民公益活動団体情報提供窓口機能の充実	市民の市民公益活動団体への参画促進を図るため、市民公益活動団体に関する情報を提供する総合窓口の機能を充実させる。	コミュニティセンター内に設置している市民公益活動支援コーナーにNPOの情報进行を掲示するとともに、市HPにNPO情報コーナーを設置している。協働推進計画に位置づけしている市民公益活動支援センターのあり方について、市民参加を求め検討する必要がある。	B			○	協働推進課

## 2-4 国際交流の推進

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①国際交流の促進	国際交流ふれあいラウンジの充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交換事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	国際交流ラウンジ委員会に事業を委託し、国際理解学習・交流事業を実施した。	B		○	○	生涯学習課
	国際交流ふれあいラウンジの充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交換事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	お花見バーベキュー、国際交流ふれあいパーティ、もっと知ろう友達の値に、外国語入門講座、日本語指導ボランティア講座などを実施する。これらの事業に参加した延べ人数は約503人でした。	B		○	○	学習センター
	平和を考える実行委員会の充実	国際平和の実現を目指して、市民一人一人の平和意識の醸成を図るため、公益団体や各種企業並びに市民団体からも実行委員を選出し、幅広い観点から平和啓発活動を実施する。	市民各層への平和意識の醸成を図るため、7月、8月を「平和を考える月間」に設定し、平和都市宣言の周知、憲法冊子の発行、平和を考える集いを開催するとともに、各小中学校、コープ北本ネットワークの会、平和と緑の会が平和啓発事業に対して補助をした。	B			○	市民課
②市内在住の外国人への支援	外国語版市民生活ハンドブックの作成	外国籍の市民が生活するにあたって、社会、文化、環境の違いから起こる問題に対し、解決する手引きとして活用できるように作成する。	対象者が450人(平成21年7月現在)と少数のため、作製できていない。今後、さらなる調査研究が必要である。	D				秘書広報課
	国際交流ふれあいラウンジ開設事業	国際交流ラウンジ委員会のボランティアにより、日本語学習会等を開催。学習や交流を通じ、外国籍の人と市民との交流が深める。	国際交流ラウンジ委員会に事業を委託し、国際理解学習・交流事業を実施した。問題点としては国際交流ラウンジの外国人への認知度が低い。	B	○	○		生涯学習課
	日本語指導講座	市内及び近郊在住の外国人を対象に日本語の基礎を学び、日常生活をより豊かに過ごせることを目的として実施する。	毎週日曜日の午前で開催し、参加した延べ人数は、159人でした。なお、初めて日本語能力試験対策勉強会を行い、その結果2人の方が合格した。	B		○	○	学習センター

### 【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

### 【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があった。

### 3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

#### 3-1 生涯を通じた健康づくりへの支援

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	マタニティホルダーの活用	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	・母子健康手帳交付時、マタニティホルダー配布	A	○			健康づくり課
	性教育の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性教育の指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	埼玉県主催の各種研修会、講習会への教職員の派遣。 参考資料、リーフレット等の配布などによる啓発。	C	○			体育課
	小中学校における健康教育の充実	性教育、エイズ教育、心の教育の充実を含む健康教育を推進することにより、健康で充実した生活を営むことの大切さを学ばせ、男女が互いに理解し合い尊重しあう学習を通して、男女平等についての意識の高揚を図る。また、学校給食を通して、健康で充実した生活を送るための望ましい食習慣を身につけ、併せて配膳や片付け等に男女で協力して活動することで男女平等についての意識の高揚を図る。	埼玉県主催の各種研修会、講習会への教職員の派遣。 参考資料、リーフレット等の配布などによる啓発。 食育に関しては、「きたもと食育塾」を12月1日に開催。 中学生10名、保護者6名の参加があった。	C	○			体育課
②ライフステージにあわせた健康づくり支援	肝炎ウイルス検診 胸部レントゲン検査	肝炎等々の早期発見、早期治療を図る。結核等の早期発見、治療により感染予防を図る。	・肝炎ウイルス検診、胸部レントゲン検査は特定健診と同時期実施。	B		○	○	
	女性健康診査	健康診査の受ける機会のない女性(40歳未満)を対象に、自分の体について理解を深め、健康維持や生活習慣病の予防を推進する。	・女性健康診査 年8日間実施し健診後の健康相談、教室を実施。 年々脂質代謝等の有所見者が増加傾向にあり、予防対策が必要。	A	○		○	健康づくり課
	がん検診	がんの早期発見、早期治療のために検診を実施し、ガン死亡の減少を図り、QOLを推進する。	・胃、大腸、肺がん検診は集団検診で同日実施 ・子宮がん検診は集団・個別検診で実施、集団検診は乳・子宮同時実施、女性健診同日実施。 ・前立腺検診は特定健診と同時期実施 各検診とも受診率の向上を図る必要がある。	B		○	○	健康づくり課
	女性の運動教室	運動習慣の持ちにくい女性を対象に各種の運動体験を通して、運動習慣づくりの動機付けを促し、女性の健康づくりを推進する。	・女性のための運動教室 年1から2回実施 運動習慣づくりについての啓発と参加者の拡充	B		○	○	健康づくり課

#### 3-2 子育て支援の充実

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①男女ともに取り組む子育ての促進	父親向けのパンフレット配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	母子手帳交付時対象者にパンフレット配布 赤ちゃんのお風呂の入れ方講習会でパンフレット配布	A	○		○	健康づくり課
	子育て応援ガイドの作成事業	子育てに関する情報提供	2,000部作成 ことも課、健康づくり課、公民館にて配布	A	○			ことも課
	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	保護者に来校を促す授業参観や学校公開などを、土日を活用して行うようにして、父親、母親いずれも同じように出席できるような機会を設けた。	A	○	○	○	学校教育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があつた。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
②地域で支える子育て環境の充実	教室・訪問指導	適切な育児相談を実施し、育児不安を解消するとともに、子どもの健やかな成長を支援する。育児に必要な知識の啓発を図り、交流の場を提供することにより、育児支援を行う。離乳食講習会では、初期食の作り方、与え方について学び、望ましい食習慣の形成を促進する。	・乳児訪問と電話等による把握事業及び妊産婦訪問 ・離乳食講習会 乳児健診と同時開催 年24回実施 乳児の全数把握	A			○	健康づくり課
	乳幼児健診	子どもの健やかな成長のため、発育・発達を確認し、疾病の早期発見・早期治療に結び付けるとともに、親が共に子育てに取組めるよう育児支援を行う。	乳児健診 年24回実施 1歳6か月児健診 年24回実施 3歳児健診 年12回実施 受診率の維持し育児支援の充実を図る	A			○	健康づくり課
	つどいの広場事業の充実	親子が自由に出入りでき、交流の推進や情報提供を行う	市内4カ所で開催	A	○			
	子育てサークルの育成	少子化により近所で遊び友達が見つげにくい状況にあり、同年代の子どもと母親の遊びサークルを育成し、心身ともに健やかな成長を支援する。母親同士が子育ての情報交換を行うことにより、育児不安の軽減を図り子育て支援を行う。	わんぱく教室を前期・後期2回開催し育成に努めた	B	○			子ども課
	地域子育て支援拠点事業	妊婦や0歳から3歳の子とその親が気軽に子どもと遊んだり、親同士の情報交換をしたり、スタッフに子育て相談ができる場を提供し、子育てを支援する。	中学校区4に対し平成20年度2ヶ所増設し、4箇所の拠点を設置 コッポルーム及びモンキーポッドママ&キッズサロン利用者の状況 駅西口10,619人 公民館等1,695人	A	○			子ども課
	障害児学童保育室の充実	特別支援学級及び特別支援学校に通学している放課後児童の受け入れ	障害児学童保育室すきっぷ 延べ216人	A	○			子ども課
	子ども療育センターの充実	児童デイサービスの実施・早期支援事業の実施	児童デイサービス 年度末在籍人数60人 早期支援事業 延べ402人	A	○			子ども課
	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	登録者 1,280人 受給件数 9,170件 支給金額 20,511,244円	A	○			子ども課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭の母、父、児童または一人暮らしの寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支障がある家庭に対し、必要な家事等を行わせるため、ヘルパーを派遣してひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	申請件数なし	A	○			子ども課
	児童扶養手当支給事業	母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	延べ支給人数 5,807人 支給金額 220,749,660円	A	○			子ども課
母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	措置件数なし	A	○			子ども課	
小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業の実施	親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、全ての児童生徒が経済的な理由で教育の機会を失うことのないように、就学援助を行い、ひとり親家庭の保護者が働く機会を失うことのないように配慮している。	A	○			学校教育課	
③相談機能の充実	育児相談	親が児の心身の発達を理解し、共に協力して子育てができるように支援する。	・9か月児育児相談 年24回、乳幼児育児相談 年12回 ・1歳6か月児健診事後相談 年12回 実施 ・電話や来所での随時相談	A			○	健康づくり課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があった。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
③相談機能の充実	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	相談件数 229件	A	○			こども課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	相談員、カウンセラーを活用し、専門的な立場から児童生徒の相談活動も積極的に行っている。また、小・中学校では、年間の計画に基づき、定期的な教育相談を実施するだけでなく、児童生徒の状況に応じた臨時的な教育相談を実施している。	A	○		○	学校教育課

### 3-3 安心して暮らすための体制づくり

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課	
					①	②	③		
①高齢者・障害者が地域で暮らすための支援	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症高齢者等が後見人制度を利用するにあたり、その支援をすることにより、要支援者が有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資する。認知症等の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者等で、2親等内の親族がいないか、いても疎遠の関係にある場合などに、市長による後見等開始の申立てを行うとともに、その申立てに要する費用を助成する。また、家庭裁判所が後見人等を選任した後における、後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。ただし、対象者の生活の場が在宅にあっては月額28,000円、施設入所中にあっては月額18,000円を上限とする。	市長申立てにより後見人の就いている方に報酬助成を行った。市長申立て：対象者0人、報酬助成：対象者3人	B			○	高齢介護課	
	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	1 介護予防教室「介護予防の会」：23回・延べ参加人数248人 2 特定高齢者施策事業（通所型介護予防事業）「運動器の機能向上事業」：4コース・60回・延べ参加人数590人、「口腔機能の向上事業」：2コース・12回・延べ参加人数99人 3 一般高齢者施策事業（転倒骨折予防教室「生活体力アップ教室」）：2会場・32回・延べ参加人数845人 4 介護予防普及啓発事業「高齢者学級・地域介護予防活動における講座」：10会場・延べ参加人数313人 5 地域介護予防活動支援事業「地域介護予防活動（サロン）等情報交換会	B			○	高齢介護課	
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	法改正に伴いH18年度作成した、啓発パンフレットを制度の趣旨普及・啓発を図るため、会議や窓口等で説明し配布した。	B				○	高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図るため、市民の申請により出前講座を実施。開催回数0回。	B				○	高齢介護課
	年金制度の理解促進	国民年金制度の周知を進め、生涯生活設計の重要性について啓発する。	広報きたもとに年金に関する記事を9回掲載した。大宮社会保険事務所による年金相談は、社会保険事務所が年金記録問題の対応で時間に余裕がなく未実施だった。	B				○	保険年金課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとりて利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
②高齢者の生きがいづくりへの支援	老人クラブの育成事業の実施	老人クラブ会員相互の親睦及び教養と健康の向上を図り、老人福祉の増進を図るため、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付する。	市内老人クラブ(35クラブ)及び老人クラブ連合会(1連合会)に活動費補助金を交付。その用途については、各クラブの自発的な計画による社会奉仕・健康増進・教養講座事業に適正に使用する様指導を行い、男女会員相互の親睦及び老人福祉増進の成果があった。	A	○	○	○	福祉課
	高齢者労働能力活用事業の実施	高齢者の生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センターの運営体制の拡充強化と会員の加入促進及び会員資質の向上を図る。	社団法人シルバー人材センターとの連絡調整を行うとともに、事業運営補助金として1,800万円を交付した。	B			○	高齢介護課
③障害者への支援	障害者相談支援事業の実施	障害者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。	平成18年10月から障害者自立支援法に基づく「相談支援事業」を開始。現在は、鴻巣市の社会福祉法人一粒に事業を委託している。	A			○	福祉課
	手話通訳者派遣事業の実施	聴覚障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	事業は、社会福祉法人北本市社会福祉協議会に委託。平成20年度は延べ615人が利用。利用者の社会参加の促進が図られた。	A			○	福祉課
	要約筆記奉仕員派遣事業の実施	聴覚障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	事業は、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に委託。平成20年度は2件の利用に対し、延べ6人を派遣。利用者の社会参加の促進が図られた。	A			○	福祉課
	日常生活用具給付事業の実施	重度身体障害者に対し、日常生活用具の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、重度身体障害者の福祉の増進を図る。	平成20年度、日常生活用具25件、ストマ用装具962件の利用。利用者の社会参加の促進が図られた。	A			○	福祉課
	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援として移動支援事業を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促す。	平成20年度の利用者は延べ175人。利用者の社会参加の促進が図られた。	A			○	福祉課
	訪問入浴サービス事業の実施	身体上の障害により、家庭において入浴することが困難な身体障害者に対して入浴サービスを行い、心身の健康の増進を図るとともに家庭介護の負担も軽減し、もって在宅福祉の向上を図る。	平成20年度の利用者は延べ10人。利用者の社会参加の促進が図られた。	A			○	福祉課
	更生訓練費支給事業の実施	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設等に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	平成20年度の実利用人員は2人。利用者の自立の促進が図られた。	A			○	福祉課
日中一時支援事業の実施	障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し障害者等を見守るとともに、障害者等の家族の就労を支援し、及び障害者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を与える。	平成20年度の利用者は延べ36人。利用者の社会参加の促進が図られた。	A			○	福祉課	
④男女ともに支える介護への支援	認知症介護教室の開催	要介護者等の家族に介護知識や介護方法の実践についての普及を図る。	家族介護支援事業として、認知症介護教室及び認知症介護講座を開催した。それぞれ、1回(5日間):延べ参加人数102人。1回(2日間):延べ参加人数21人	B			○	高齢介護課
	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	認知症介護教室、介護者の集い等の中で行っている。	B			○	高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	家族介護支援事業として、介護者の集いを開催した。10回、延べ参加人数50人	B			○	高齢介護課
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施	認知症介護教室修了者のうち、ボランティアとしてやすらぎ支援員に登録した人により、家族支援活動を行う。	やすらぎ支援員会議等:50回開催、延べ参加人数154人 訪問活動、グループホームへの傾聴訪問、介護者の集いへの参加。	B			○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があった。



## 4 基本的人権を尊重する体制づくり

### 4-1 人権を尊重する意識啓発

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①人権尊重意識の高揚	同和問題に関する啓発リーフレットの作成	部落差別の完全解消と、基本的人権尊重のための意識啓発を行う。	8月の人権尊重社会を目指す県民運動強調月間にあわせ、リーフレットを全戸配布。内容は人権問題全般に関すること。	A	○		○	協働推進課
	人権作文集「じんけん」の発行	市内の小中学校の人権作文をもとに、人権作文集「じんけん」を発行し、全校配布や各公共施設に配布し、広く市民に人権意識の高揚を図る。	人権文集「じんけん」を作成し、市内全小中学生に配布する。	B		○		生涯学習課
	学校での人権・同和教育の推進	学校において、人権問題、同和問題の意識啓発・活動を行って人権問題の意識の高揚に努める。各学校の同和教育推進のためのリーダーを育成する。また、各学校の同和教育推進に係る情報交換を実施し、学校同和教育のレベルアップを図る。同和問題、人権問題に対する教職員の意識を高め、より質の高い教育指導を推進するための方策を検討する。	各学校において教職員の人権問題、同和問題に関する研修を計画的に実施するとともに、学校外に行われる研究協議会等にも積極的に参加するなど、教職員の人権問題、同和問題に関する意識を高めていく。	A	○		○	学校教育課
	子どもの人権についての意識啓発	作文の指導を通して、部落差別、障害者差別、男女差別等の人権問題に対する児童・生徒の意識の高揚を図る。子どもたちの権利に対する市民の意識を高めるとともに、自他の権利を互いに尊重しあう風を醸成し、男女共同参加社会の基盤を形成する。	人権週間に合わせた人権作文の取組や、社会科や道徳等の授業における取組を通して、児童生徒の人権教育、同和教育に関する意識啓発を実施している。	A	○		○	学校教育課
	人権を守る市民の集いの開催	市民の人権意識の高揚と人権尊重の心を育て、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害をなくし、明るい地域社会を築く。	中学生による人権作文の朗読と講師旭堂南陵さんによる講演会を開催。入場者53人	A		○	○	協働推進課
	人権講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上をめざす。	生涯学習人権講座研修会として「ハンセン病患者の人権」「同和問題」「インターネットによる人権侵害」「人権問題の新局面を考える」を課題として専門の講師による研修会を実施した。参加者数は延べ180人であった。	B		○		生涯学習課
	同和問題に関する講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上をめざす。	「同和問題」については、生涯学習人権講座研修会のひとつの講座として実施した。	B		○		生涯学習課
②生命と性の尊重の意識づくり	人権としてのリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	さまざまな機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	未実施	D				協働推進課

#### 【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

#### 【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があつた。

#### 4-2 女性に対する暴力の根絶

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①女性に対する暴力根絶のための意識啓発	ドメスティック・バイオレンスを防止するための啓発	さまざまな機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	広報などを通じ啓発を行なった。	C	○			協働推進課
	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	代表者会議1回 実務者会議1回 実務担当者会議ケースに応じ逐次開催	A	○			こども課
②暴力被害者の保護・支援・相談体制の充実	暴力被害者の保護・支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者に対して、適切な助言と支援を行う。また、暴力被害者の自立に向けて、庁内各課が連携して支援を行う。	DV被害者支援のため他課と連携し対応した	A	○			協働推進課 市民課 こども課
	暴力被害者の相談窓口の充実	ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者に対して、適切な助言と支援を行う。また、暴力被害者の自立に向けて、庁内各課が連携して支援を行う。	DV被害者支援のための研修に職員が参加し、相談の充実を図り、庁内各課と連携して支援を行なった。	C	○			協働推進課 市民課 こども課
	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。また、女性が相談しやすいよう、おおむね半数を女性の相談員とする。	女性特有の問題に対応するため、専門の女性相談員による女性相談を開設。他にも、人権相談・市民相談・法律相談等を実施。	B			○	市民課 協働推進課
	DV対策ネットワーク体制の整備	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、関係各課の連携体制を整備する。	関係各課が連携して被害者支援にあたるために、情報共有を図った。	C				協働推進課

### 5 計画の推進

#### 5-1 計画の総合的な推進体制の充実

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	未実施	D				協働推進課
	男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備について検討を行う。	未実施	D				協働推進課
	関係機関との連携による苦情処理体制の整備	苦情処理体制について検討する。	県の苦情処理機関の情報を随時提供。	C				協働推進課
②男女共同参画審議会意見の施策への反映	男女共同参画審議会の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	会議を2回開催。第3次男女行動計画の進捗状況を報告し、男女共同参画の施策について意見交換を行った。	A	○			協働推進課

#### 5-2 国・県・市民・事業者等との協働

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①国・県・市民・事業者等との協働	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する図書を購入する。	男女共同参画に関する図書を購入、収集	B	○			中央図書館
	国・県との連携	国県との連携を深める。	国や県の研修や報告会などに参加し、情報交換を行なった。	A				協働推進課

#### 5-3 計画の推進の基礎となる取り組みと進行の管理

施策の方向性	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
①調査研究・情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	市政情報コーナーで情報提供を行なった。	B	○			協働推進課
②計画の進行管理	男女共同参画推進施策実施状況の公表	事業の進捗状況を公表する。	第3次男女行動計画進捗状況を取りまとめ公表した。	B	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている  
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。  
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。  
③男女それぞれに事業の効果があつた。

# 資 料

# 北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されるこ

と。

- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

**第7条** 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

#### (地域活動に携わる者の責務)

**第8条** 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点を配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第9条** 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはなら

ない。

- 3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

**第10条** 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

#### (基本計画)

**第11条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (推進体制の整備)

**第12条** 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### (拠点施設)

**第13条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

**(積極的格差是正措置)**

**第 1 4 条** 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

**(市民及び事業者との協働)**

**第 1 5 条** 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

**(広報活動等)**

**第 1 6 条** 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

**(表彰)**

**第 1 7 条** 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

**(家庭生活及び職業生活の両立支援)**

**第 1 8 条** 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

**(調査研究)**

**第 1 9 条** 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

**(年次報告)**

**第 2 0 条** 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

**(北本市男女共同参画審議会)**

**第 2 1 条** 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

**(苦情の処理等)**

**第 2 2 条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

**(委任)**

**第 2 3 条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

**(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)**

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

## 北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは  
互いに人権を尊重し、責任を担い  
性別にとらわれることなく  
世代を超えて  
多様な生き方を認め合い  
家庭 学校 地域 職場で  
自分らしく輝き  
心豊かにいきいきと  
暮らせるまち 北本市を築くため  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日  
北本市

平成 21 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成 22 年（2010）3 月発行

【編集・発行】

北本市総合政策部協働推進課男女共同参画担当

〒364-8633 北本市本町 1-111

TEL 048-591-1111

FAX 048-592-5997

E-mail a01200@city.kitamoto.saitama.jp